

入園に関する個人番号等の確認票

必ずご確認ください。確認欄に✓を記し、確認日の記入とご署名をお願いいたします。

(公立保育園に入園希望の場合) 他の入園書類とともにご提出ください。

(私立施設に入園希望の場合) 封筒などに、他の入園書類とともに**封入・封緘の上**ご提出ください。

	確認事項	確認欄
①	利用者負担額の算定等にあたって必要な世帯状況の確認のため、以下の世帯員について、個人番号(マイナンバー)の記載に同意願います。 ・申請者の配偶者 ・同居の祖父母 ・身体障害者手帳等を所持している世帯員	<input type="checkbox"/>
②	マイナンバー法を利用し、 令和7年度 の市町村民税所得割額を基に利用者負担額等を決定します。 令和6年分の所得の申告 をされていない方は申告をしてください。 令和7年1月1日時点で山県市に住民票があった人は山県市に、令和7年1月1日以降に山県市に転入された人は転入前の市町村に対し、申告が必要です(所得がなかった場合も、所得が0であるという申告をしてください)。	<input type="checkbox"/>
③	保育所入所にあたり、市及び保育所では、番号法により、正しい番号であることの確認(番号確認)及び手続きを行っている者が正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行う必要がありますので、ご承知おき願います。	<input type="checkbox"/>
④	申請書類は、入園月の状況で記載してください。	<input type="checkbox"/>

上記確認事項について、確認のうえ承諾しました。

令和 年 月 日

申請保護者氏名(自署)

印

※自署の場合は押印不要です

※ 上記の事項を確認いただき、以下の2点をお持ちの上、入園を第一に希望する保育園にご提出ください。

- ・申請保護者本人の個人番号の確認書類(マイナンバーカード等)
- ・申請保護者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

(本人確認に必要な証明の例)

- ①個人番号カード
- ②通知カードに加え、運転免許証など官公署から発行された書類、その他これに類するもの。

※写真の表示等の措置が施されたもの

※ 申請保護者本人ではなく代理人が申請する場合、以下の欄に申請者による全項目の記入が必要です。

申請保護者の代理人として、個人番号を提供することの証明

以下の該当する欄に✓を記したうえ、必要な書類を持参する、又は必要事項を記載してください。

- 代理人として来園・来庁する人が、申請保護者の法定代理人である場合
戸籍謄本、その他のその資格を証明する書類を持参してください。
- 代理人として来園・来庁する人が、任意の代理人である場合
以下の委任状に、申請保護者本人による記入が必要です。

申請保護者の代理人として個人番号を提供することの委任状

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条第1項第2号に定める代理人として、以下のとおり必要な権限を委任します。

○委任者(申請保護者)

住 所

氏 名

_____ 印

※委任状は自署でも押印が必要です。

○代理人

※申請にあたり、申請保護者の代わりに本人確認が出来る書類が必要となります。

住 所

氏 名

申請保護者から見た統柄

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(抄)

- 第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

 - 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十六条の資料の提供等の求めに関する事務
 - 二 子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
 - 四 子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 五 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務
 - 六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務

行政使用欄 ※保護者の方は記入しないでください。

*認定保護者本人の番号のみを確認する。その他の世帯員分の確認は不要。

○申請者本人(認定保護者)が来園・来庁の場合(□する)

番号確認に使用した書類	本人確認に使用しなければならない書類
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	不要(マイナンバーカードで兼ねることが出来る)
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 ※1点で可 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード(期限を確認すること) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 ※この内の2点で可 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> 通知カード ※記載されている氏名・住所等が、住民票上の氏名・住所と同一の場合にのみ使用可。裏書きがない等の場合、使用不可。	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 ※1点で可 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード(期限を確認すること) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 ※この内の2点で可 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書

○代理人(認定保護者の配偶者等)が来園・来庁の場合(□する)

- 委任状(本紙表面。認定保護者=委任者が記入したもの)※必須

○確認者

職名

氏名